

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十四号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二十四第一項中「の日から六十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した」を「後、速やかに、規則で定める」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項第二号イ中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項及び第三項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十条の二十七第一項中「第七十三条の三」を「第七十三条の第三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。

第二十条の二十七第二項中「の規定により提出すべき申告書に」を「に規定する期間内に、規則で定める申告書に」に、「添付しなければ」を「添付して、知事に提出しなければ」に改め、同条第三項中「の申告書に、」を「に規定する期間内に、規則で定める申告書に」に、「添付しなければ」を「添付して、知事に提出しなければ」に改め、同条第四項中「報告」を「申告又は報告」に改める。

第二十条の二十九中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第二十条の二十九の二第一項中「の日から六十日以内に、次に掲げる事項(同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。)を記載した」を「後、速やかに、規則で定める」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項第二号イ中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「の取得」を「(法第七十三条の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅をいう。以下同じ。)の取得」に改め、同条第四項を削る。

第二十条の三十第一項中「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同項第五号中「耐震改修」の下に「（法第七十三条の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同条第三項中「を収用され」を「について収用され」に、「又は譲渡する」を「譲渡し、又は移転補償金を受ける」に改め、「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受ける年月日

第二十条の三十第四項及び第六項から第十項までの規定中「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改める。

（過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「併せて」を削る。

第三条第一項中「限る」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「徳島県条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該取得等をした設備に係る家屋及びその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第三条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「除く」及び「取得に限る」の下に「。以下同じ」を加える。

第三条中「徳島県条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

（地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正）

第四条 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同条第四項中「併せて」を削る。

第三条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条第三項中「徳島県条例第二十条の二十七第一項の規定による申告をする際」を「当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得後、速やかに」に改め、「併せて」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県税条例第二十条の二十四第二項第二号イの改正規定、同条例第二十条の二十七第一項の改正規定(ただし書を加える部分を除く。)、同条例第二十条の二十九の二第二項第二号イの改正規定及び同条例第二十条の三十第三項の改正規定(「第二十条の二十七の規定により」を削り、「の取得の事実を申告する際、併せて」を「に係る不動産取得税の納期限までに」に改める部分を除く。)、第二条中過疎地域内における県税の課税免除に関する条例第二条第四項の改正規定並びに第四条中地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条(前項ただし書に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。)の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の二十四、第二十条の二十七、第二十条の二十九の二及び第二十条の三十の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二条の規定による改正後の過疎地域内における県税の課税免除に関する条例第三条の規定は、施行日以後の家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第三条の規定による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例第二条及び第三条の規定は、施行日以後の適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第四条の規定による改正後の地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例第三条の規定は、施行日以後の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。